

第7章 雑 則

(会則の改正)

第19条 会則の改正は、総会の議決によって行う。

附 則

この会則は、平成16年3月6日より施行する。

附 則

この会則は、平成16年10月17日から施行する。

附 則

この会則は、平成23年10月22日から施行する。

附 則

この会則は、平成15年10月12日から施行する。

附 則

1 この会則は、平成17年10月10日から施行する。

2 平成17年10月10日に選出された会長の任期は、第14条第2項の規程にかかわらず、第13期かぎりとする。

附 則

1 この会則は、2018年11月4日から施行する。

2 この会則施行後、最初の事業年度は第7条の規定にかかわらず、2018年10月1日に始まり2020年3月31日に終わる。

3 この会則施行後、最初に選出された役員の任期は、第14条第1項の規程にかかわらず、2020年3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。